

国空機第 721 号

整理
番号

TCD-7596-2009

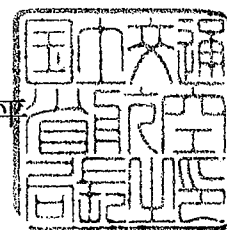
耐 空 性 改 善 通 報

平成 21 年 11 月 27 日

適用航空機の所有者各位

国土交通省航空局長

前 田 隆 平



1. 第 2 項の航空機又はその装備品等の安全性又は環境適合性を確保するため、第 3 項の整備又は改造作業等の実施が必要であると認められますので通報します。

なお、本通報による検査、修理、交換、改造等が実施されないときは、航空法第 14 条の 2 第 1 項に基づく整備改造命令を発出し、又は同法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、同法第 14 条の 2 第 2 項の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、若しくは又は同法第 10 条第 3 項（同法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更する場合があります。

また、本通報により実施した作業については、同法第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載することが求められます。

製品(FG)番号	製造番号
BA20703GR-3	044293、044339 及び 044340
BA20703GSR-3	044650、044651 及び 044682～044685
BA20703R-3	044398～044417、044692、045066、045206、045207 及び 045208
BA21741GR-2	044336、044337、044338、044562、044563、044564、044585 及び 044728～044733
BA21741GSR-2	044241、044242、044294、044295、044882、044950、045188、045189 及び 046753 ～ 046756
BA21741SR-2	044325～044329、044490～044499、044542～044546 及び 044744～ 044763
BA21783GSR-3	044586 及び 044587
BA22594GR-3	044369、044370、044371 及び 044466～044471
BA23044SR-1	044429～044432、044889～044895、045099、045100 及び 045101
BA23792-1	04645～04744
BA23792R-1	044877～044881
BA24180R-1	044227～044232、046010 及び 046011
BA51012GS-3	045137 及び 045138
BA51012R-3	044485～044489
BA51012SR-1	045190
BA51015-3	044243～044282、044355～044368、044433～044452、044512～ 044531、044693～044723 及び 044774～044781
BA51015G-3	044724、044725、044824～044830 及び 044869～044876
BA51015GR-3	044532～044541、044734～044737、044913～044924 及び 045058～ 045063
BA51015GS-3	044883～044888 及び 044945～044949
BA51015GSR-3	044738～044743、044911 及び 044912
BA51015R-3	044568～044584
BA51015S-3	044459～044465
BA51015SR-3	044565、044566 及び 044567

2. 適用航空機

ファイア・ファイティング・エンタープライズ社製携帯用ハロン 1211 (BCF) 消火器を装備した航空機：消火器が別添の左欄に掲げる製品 (FG) 番号であって、対応する右欄に掲げる製造番号 (以下「S/N」という。) であるもの

注) これらの消火器はエアバス (エアバス・インダストリー) 式、アレーニア式、ボーイング式、エンブラエル式、フォッカー式及びサーブ (サーブ・スカニア) 式、ピラタス式、ホーカー・ビーチクラフト (レイセオン) 式及びバルカンエア (パルテナビア) 式、アグスタ式及びユーロコプター (アエロスペース) 式航空機に装備されている可能性があるが、これらに限られるものではない。

3. 適用項目

携帯用消火器の消火剤に汚染されたハロン 1211 (BCF) が使用されることにより、火災発生時に当該消火器を使用した際に、有毒ガスが発生し、搭乗者の負傷に至る不具合を防止するため、既の実施した場合を除き、第 3.1 項～第 3.4 項に従うこと。

3.1 本通報発効後 2 日を超えない時期までに、機体に装備されている携帯用消火器の製品 (FG) 番号及び S/N を確認すること。

3.2 第 3.1 項による確認の結果、製品 (FG) 番号及び S/N が別添に掲げるものである消火器にあつては、次回の飛行までに、機体から取り外し、使用可能な良品と交換すること。

3.3 本通報発効後、正規の仕様に適合することが証明されたハロン 1211 を充填しない限り、別添に掲げる携帯用消火器を新たに機体に装備してはならない。

3.4 本通報による処置を他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が必要である。ただし、EASA 緊急 AD 2009-0251-E に係る同等な方法として EASA の承認を受けている SB 等に従って処置を実施する場合 (運用限界の変更を伴う場合を除く。) には、航空局長への届出でよい。

4. 備考

4.1 本通報は、平成 21 年 12 月 4 日から発効する。

4.2 本通報は、EASA 緊急 AD 2009-0251-E による。

4.3 本通報の送付を受けた者は、参考配布を除き、平成 21 年 12 月 11 日までに、適用項目に関する実施状況を記載した報告書を、地方航空局先任航空機検査官又は空港事務所駐在航空機検査長に提出すること。記載要領、様式及び提出先については、航空機検査業務サーキュラーNo.3-003 に従うこと。

4.4 本通報の送付を受けた者で、当該航空機を所有しているが使用者が異なり、耐空性改善通報報告書を使用者から提出する場合には、直ちに本通報を使用者に回送すること